

無料検査実施事業者 各位

令和5年4月27日  
福岡県新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局企画第2班

### 無料検査終了に当たっての連絡事項

**無料検査事業は、令和5年5月7日（日）までで終了します。**  
令和5年5月8日（月）以降、誤って受付を行うことのないよう御注意ください。

#### 1 無料検査で陽性となった方への対応について

5類移行に伴い陽性者登録は終了となり、受付は5月7日（日）正午で終了します。

5類移行間際に無料検査を受検され、陽性となった方には、陽性者登録の受付が終了している場合があるため、その場合は、国の示す期間、外出を控えるよう促してください（6 Q4を参照してください）。

※上記の旨は、陽性者登録HPや無料検査県民向けHPでも案内します。

#### 2 補助金の請求について

「実績報告及び交付申請書」は、事業完了から1月以内に提出することが必要です（交付要綱第4条）ので、6月7日（水）必着で御提出ください。

なお、4月分と5月分（5.7まで）は、まとめて提出願います。

##### 【補助金の交付スケジュール】

5月17日（水）までに到着分 → 6月下旬補助金交付予定

6月7日（水）までに到着分 → 7月下旬補助金交付予定

※申請書類に不備がある場合、交付が遅れることがあります。

※今回の補助金交付については、事務局への書類到着日で事務処理を行います（消印日ではありません）。期限を過ぎて提出された場合、補助金の交付ができかねますので、余裕をもって郵送してください。

#### 3 仕入控除税額の報告・返還について

「消費税及び地方消費税の仕入税額控除報告書」の提出（交付要綱第7条）については、近日中に別途御案内します。

#### 4 問合せ窓口の終了について

- (1) 事業者向け（事業者向け事務局 092-738-5320）  
交付事務の終了に伴い、7月末までで終了します。
- (2) 県民向け（無料検査に関する問合せ窓口 0570-783-845）  
検査実施期間の終了に伴い、5月12日（金）までで終了します。  
※受診・相談センター（保健所等の相談窓口）については継続します。

## 5 書類の整備保存について

「実績報告及び交付申請書」の証憑書類として、以下のような書類は5年間保存してください（実施要領第9条第2項、交付要綱第8条）。

- ・検査申込書
- ・抗原定性検査キットの納品伝票・支払記録（領収書・振込記録）【抗原定性検査を実施した場合】
- ・衛生検査所等に対する支払記録（領収書・振込記録）、衛生検査所等からの検査結果通知【PCR検査等を実施した場合】

※保存期間：補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間

例) 令和5年度検査分→令和10年度末まで保存

※国の会計検査や県の監査等に伴い、書類の提出を求める場合があります。証拠書類等を提出できない場合、補助金の返還を求めますので、御注意ください。

## 6 薬局等での有料での検査の実施について

5月8日以降、有料で検査を実施することについて、薬局等からお尋ねをいただいておりますので、以下のとおり整理しました。

Q1 5月8日以降、有料で無症状者に対する検査（PCR検査等、抗原定性検査）を実施して問題ないですか。

問題ありません。ただし、現在同様、医師でない者が鼻咽頭などから検体採取を行ったり、「診断」を行ったりすることはできません。

Q2 結果通知は、現在の様式をそのまま使用して良いですか。

検査結果通知書の様式中、「【陽性の場合】」の部分については、Q4記載のとおり取扱いが変わります。この部分を削除等した上で、現在の様式を使用することは可能です。

Q3 全国旅行支援での利用目的で、検査結果通知書がほしいという方から問合せが入っています。

5月8日以降、全国旅行支援の利用に当たって、接種証明書又は陰性の結果通知書は不要となる方針が国から示されています。

**Q 4 検査で陽性となった方には、どのように案内すれば良いですか。**

5類移行に伴い、陽性者登録は廃止となり、行政として一律に医療機関の受診を求める取扱いもなくなります。

陽性となった方には、以下のような案内をすることが考えられます。

行政として一律に外出を控える要請は行いませんが、ウイルス排出の可能性のあることから、「発症日を0日目（無症状の場合は検体採取日を0日目）として5日間」、ただし、「5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでの間」は、外出を控えることが推奨されます。

また、10日間が経過するまでは、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。

なお、症状がひどい場合や体調が悪化した場合は速やかに医療機関を受診してください。

※受診・相談センター（保健所等の相談窓口）については継続します。

※詳細については、以下の厚生労働省通知も御参照ください。

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について](#)（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）【別紙・感染症法上の位置づけ変更後の療養に関する Q&A】